
令和 6 年 第 1 回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第 6 日）

令和 6 年 3 月 28 日（木曜日）

議事日程（第 6 号）

令和 6 年 3 月 28 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2 号 令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 4 議案第 3 号 令和 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 4 号 令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 5 号 令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 5 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 5 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 5 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 10 号 南部町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第 12 議案第 11 号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 12 号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 13 号 南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 14 号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 15 号 南部町コテージ条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 16 号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 17 号 南部町老人憩の家条例の廃止について
- 日程第 19 議案第 18 号 令和 6 年度南部町一般会計予算
- 日程第 20 議案第 19 号 令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 6 年度南部町墓苑事業特別会計予算

- 日程第23 議案第22号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和6年度南部町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和6年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和6年度南部町病院事業会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和6年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第28 議案第27号 南部町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第29 議案第28号 南部町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第30 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護研修施設）
- 日程第31 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）
- 日程第32 議案第31号 区域外における公の施設の廃止に関する協議について
- 日程第33 議案第32号 財産の無償貸付について
- 日程第34 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第35 陳情第9号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情
- 日程第36 陳情第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書
（追加議案）
- 日程第37 議案第34号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第38 議案第35号 町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第39 議案第36号 南部町監査委員の選任について
- 日程第40 発議案第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書
- 日程第41 発議案第2号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第42 発議案第3号 裏金による腐敗政治を一掃することを求める意見書
- 日程第43 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2 号 令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 4 議案第 3 号 令和 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 4 号 令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 5 号 令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 5 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 5 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第10 議案第 9 号 令和 5 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議案第10号 南部町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 南部町がなれふるさと寄付条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 南部町コテージ条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町老人憩の家条例の廃止について
- 日程第19 議案第18号 令和 6 年度南部町一般会計予算
- 日程第20 議案第19号 令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 令和 6 年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和 6 年度南部町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和 6 年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和 6 年度南部町病院事業会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和 6 年度南部町在宅生活支援事業会計予算

- 日程第28 議案第27号 南部町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第29 議案第28号 南部町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第30 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護研修施設）
- 日程第31 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）
- 日程第32 議案第31号 区域外における公の施設の廃止に関する協議について
- 日程第33 議案第32号 財産の無償貸付について
- 日程第34 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第35 陳情第9号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情
- 日程第36 陳情第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書
（追加議案）
- 日程第37 議案第34号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第38 議案第35号 町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第39 議案第36号 南部町監査委員の選任について
- 日程第40 発議案第1号 食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書
- 日程第41 発議案第2号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第42 発議案第3号 裏金による腐敗政治を一掃することを求める意見書
- 日程第43 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1 番 埴 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君
9 番 仲 田 司 朗君	10 番 板 井 隆君

11番 細 田 元 教君

12番 亀 尾 共 三君

13番 真 壁 容 子君

14番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田 子 勝 利君	書記	亀 尾 真 哉君
		書記	本 田 秀 和君
		書記	荊 尾 雅 之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
企画政策課長	田 村 誠君	デジタル推進課長	美 甘 哲 也君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	渡 邊 悦 朗君	子育て支援課長	芝 田 卓 巳君
総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君	人権・社会教育課長	二 宮 伸 司君
病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	前 田 かおり君
福祉事務所長	泉 潤 哉君	建設課長	岡 田 光 政君
産業課長	藤 原 宰君		

午前9時00分開議

○議長（景山 浩君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

12 番、亀尾共三君、13 番、真壁容子君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議案第 2 号、令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第 2 号、令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）を審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 号、令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 4、議案第 3 号、令和 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第２号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第３号、令和５年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第３号、令和５年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５ 議案第４号

○議長（景山 浩君） 日程第５、議案第４号、令和５年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第４号、令和５年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 4 号、令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 6、議案第 5 号、令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 5 号、令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しています。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 5 号、令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 号

○議長（景山 浩君） 日程第 7、議案第 6 号、令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正

予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 6 号、令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）を審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 号、令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 号

○議長（景山 浩君） 日程第 8、議案第 7 号、令和 5 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 7 号、令和 5 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第8号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第8号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）を審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第8号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第9号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 9 号、令和 5 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 2 号）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 9 号、令和 5 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 10 号

○議長（景山 浩君） 日程第 11、議案第 10 号、南部町情報公開条例等の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 10 号、南部町情報公開条例等の一部改正について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 10 号、南部町情報公開条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 2、議案第 1 1 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 1 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について審議いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しております。

賛成、反対の御意見ございましたので、一部御紹介いたします。まず、反対の御意見です。特別職の給与を人事院勧告に基づいて引き上げるというものだが、時期とやり方について賛成できない。住民の暮らしを考えたときに、今、特別職の給与を引き上げる必要があるとは思えない。

賛成の方の御意見です。人事院勧告の流れであるということ、金額については審議会等で審議されたものであり、妥当だと考える。以上であります。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の第 1 1 号に反対します。この内容は、いわゆる町長ほか常勤の特別職の報酬の引上げの内容です。

まず、1 点目には、今回、この町長報酬引上げと同時に、うちの議会でも今度議員の報酬引上げもあるんですけども、その根拠となったのが西部の町村でつくっている西部町村の特別職の報酬審議会、ここで決められています。それで、そこに誰が諮問したのかというと、町長会、町村会の大山町の町長でしているんですけども、本来であれば町長ないし議員もそうですけども、自分たちの報酬が妥当かどうか、このことはしっかりと自分たちで話し合って、再度第三者に聞

かなければならないですよ。そこを町村の審議会等に委ねているんですが、私はもっと身近な町民に聞くようなシステムをつくるべきだと考えています。その点からも、これまでのやり方にも非常に問題があるなと思っています。

中身については、期末手当の100分の5の引上げと、あと月額3,000円から4,000円の引上げになっています。

期末手当のことについては、特別職について一般職の人事院勧告で行うというのですが、御存じのように特別職というのは期末手当の基礎額というのを給料月額の100分の120、20%加算して、それが期末手当の基礎額となっているわけですよ。だから一般の職員よりも2割高くなってくるわけですよ。そういうところにあえて、人勧で一般職が引き上げられるからといって合わせる事が妥当なのか、このことも自分たちで検証しないといけないというふうに考えています。つまり言いたいことは、この件については人勧で上がったからといって上げる必要はないのではないか、こういうふうに思っています。

2つ目には、この上げられた金額が妥当かどうかという点です。責任給等もあるので様々な意見があると思うのですが、私は、自ら決める立場にいる特別職の、私たちも含めてですね、については、十分に自分たちの給与引き上げることに慎重かつ公平で、妥当性と客観性がなければいけないと思うのです。客観性の一つには、住民の暮らしが反映されて納得のいく結論を出していかんといけないというふうに思っています。私たちの持っている議員の報酬の引上げの中にも書いてあるのは、一番大事にされるのは住民の合意だって言ってるわけなんですよ。私は、とりわけ今、国政で政治家の金問題が言われている中で、十分考えて、住民感覚や住民の暮らしを考えた上で引上げをしていくなり、それがなければ住民からの町政への信頼ですよ、それが薄れていくことを一番恐れています。

3つ目には、特にこのいわゆる特別職の常勤については退職手当があります。町長については1年間で100分の500、5か月分ですよ。副町長は2.8か月、教育長は2.2か月あるわけです。特別職で任期が4年に1回だから、その任期だと次の保障はないから、退職金っていうのは考え方は分からないことではないんですけれども、やはりその金額相当してみれば、町長に至れば4年間で約1,600万ですよ。一般の職員はこの頃どんどん退職金が減ってきて、四十数年働いても2,000万にいくかいかないか、いくんでしょうか。そういうことを考えたときに、果たして特別職のこの退職手当の支給の方法っていうのは妥当性があるのだろうか、このことも考えないといけないと思います。

以上の立場から、今回は引上げを見送るべきだという立場で反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この議案第11号について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、先ほど真壁議員からもありました。これは5年の11月に西部町村会長から諮問された、西部地区特別職報酬等について審議会のほうへ諮問されたわけなんです、その答申が今回の値上げということになります。一つの理由がありました。前回の改定から現在まで期間8年間について全く給料の引上げがなかったというところです。審議会のほうではほかの団体の状況や人事院勧告の内容、社会教育情勢を鑑みて総合的に判断をしたということになっています。

また、人事院勧告については、前回の額の改定以前は全体一律の改定であったが、近年は職務階級や階層ごとに改定率も異なっているということも確認したという2点が答申の理由として上げられていました。実質、町長ほか常勤の方がどれだけ上がるのかといえ、町長は4,000円です、0.5%。副町長は3,000円、教育長と病院事業管理者は3,500円。正直なところ本当はもっと上げてもいいんじゃないかなというところ、大変その辺の状況を鑑みた提案であるというふうに思っています。そういうわけで引上げ額は慎重かつ妥当だというふうにも思っています。

それと、南部町の場合は西部町村で唯一、特別報酬審議会条例が設置され、町長が諮問し、そして町民の方の声をしっかりと聴いてから最終的に答申がありました。答申の中で、特別職の報酬等についてはこういった感じではなくて、定期的に見直しをされることが望ましいということもこの答申の中の附帯意見としてつけられています。そういった状況から、この身近な町民の声も聴き、町民の方の合意もいただいた上での給料の引上げだというふうに思っています。

それと併せて退職金のことを言われました。退職金というのは退職組合のほうに加入をして、今回の予算の中にも入ってました。給与明細書があり、町の負担は、6年度については73万8,000円、3人ですね、になっています。でも、その町長ほか3人の給料から同額以上のものが引かれて、それと併せて最終的に退職金が出る。退職組合のほうにそれを納めといて4年後にそれが返ってくる。それは何かというと4年間の本当に苦勞に対する報酬であると思います。特に三役の皆さん、土日関係なく365日に近いほど町のために、町政の発展、町民の安心・安全のために尽力をしていただいている、それに対する報奨というのは当然あっておかしくない。先ほど真壁議員言いました、1,400万と言われましたが、そのうちの……（「1,600万」と呼ぶ者あり）1,600万ですか、訂正します。1,600万と言われましたが、そのう

ちの半分は町長の給料から町長が払ってそこに入れてるということを含めれば、私は当然であるというふうに思っております。大変ですが、4年間、あと僕らも含めて1年間の残りですが、残された期間を南部町民のためにしっかりと尽力して、努力していただくことをお願いをして、賛成の討論とします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第12号、南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第12号、南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 4、議案第 1 3 号、南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 3 号、南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 3 号、南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 1 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 5、議案第 1 4 号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 4 号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第14号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号

○議長（景山 浩君） 日程第16、議案第15号、南部町コテージ条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第15号、南部町コテージ条例の一部改正について審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

賛成、反対の御意見ありましたので、一部御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。利益率を上げるために条例改正を行おうとするものだが、公の施設であるため、町民の福利厚生観点を持つべき。市場原理、競争原理にのっとったやり方をすべきではない。

賛成の御意見です。料金の値上げ等の改正であるが、一般的に行われていることであるし、リニューアルのために町の負担も出しているので、相応の料金改定は必要。町民への配慮等は必要であり、執行部も考えており、対応するとの答弁であったため、賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 第15号のコテージ条例、いわゆる料金の改定の議案です。

先ほども反対理由としては委員長が紹介してくださったように、町が、いわゆる公がする施設が民間のする競争原理にのっとって収益を上げるために4条2項ですね、1.5から2に変えて2倍の範囲内で料金を引き上げてやっていくという内容なんですけども、これがやり方としていいのかなっていうことを率直に感じました。

例えば民間というのは、繁忙期は一年中の約3か月分って言われてるんですよ。黒字を出すのは約3か月で、その間もうけなければいけないことと、土日にかけているからそこでの料金を高くして持っていく、しなければいけない。なぜかという、特に民間は次にどんどんどんどんリニューアルが求められますから、その資金が要るわけですよ。そこからしたら経営としてやむを得ない状況とそれなりの根拠があるというふうに考えるし、もしこれが私も経営者の一部に属しとったらそういうふうなことについても賛意を示したと思うんですよ。

ところが、最後のページでも見ても分かるように、決してこれ上げて高い金額にはならないわけですよ、全体から見て。民間もっとサービスを提供してお金を出していますから。とすれば、そういうところで競争原理に乗ったらリピーターというか、来るかという点でいうよりも、公の施設ということをやんともっと前に出して、例えば平日をもっと安くしてするとか、引き続き長くいてもらう人を増やしていくという方法のほうが緑水園の持つコテージとしては意味があることだし、仮にここがもうかったとしても、ここでお金を、利益を上げたといっても、町にそのお金が入ってくるわけじゃないんですよ。依然として、緑水園が今後そのお金をためてリニューアル費用を蓄積するというならともかく、今の段階ではそれは考えられない。そういうことを考えた場合、税金を使っている以上はもうけ本位の立場でするのではなくて、先ほども説明のあった町民料金の設定ですよ、これをもっと安くして住民に還元する方法をしていくことのほうが、南部町での公の施設の使い方には適切だというふうに考えています。このお金を上げたからといって、決して緑水園が次のリニューアル費用を出せるような、そういう経営状態でもありません。そういうことを考えたとき、お金を投資したからといって引き上げて、果たしてそれが長続きするのかということを考えたら、そういうことよりも公の施設というメリットを生かして、厚生福利の立場を強調した在り方のほうが私は筋道が通ってるというふうに考えます。

そういう点から、引き上げることも反対ですが、特に町民料金の設定方針では1棟当たり3,000円というんですが、これをもっと引き下げて、住民が休みじゃない日でも気軽に使えるようなことをして、お金を落としてもらうという方法を考えていくべきだというふうに考えています。これはコテージに限らず、南部町がこういう施設に対していわゆる市場原理を持っても民間

に対抗できるわけがないので、その辺はきっちりと線を引いて、このような施設にどう対応するのか、自治体として。それを考えるべきときに来ているのではないのでしょうかということを疑問を呈して反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井隆です。私は、この議案第15号について賛成の立場で討論させていただきます。

この料金見直しの大きな目的、産業課からの資料を頂きましたけれど、近年、7棟のコテージのうち4棟を改修し、リニューアルされた。また、最近の利用状況を見るとリニューアルコテージの利用が非常に増加をしているというところ、それと令和5年度の利用者数もコロナ以前の状況に回復をしつつあるという資料提示がなされました。そういったところから、近隣の付加価値を備えた類似施設との料金と勘案をしながら、そして繁忙期と閑散期の流動性の幅を広げて稼働率を上げていくという目標も持っています。

ただ、一つよかったなと思うのは、子供料金を設定されました。小学生以下は半額、3歳未満は無料に変更するという、これは家族で来たときに非常に助かる料金設定ではないかなというふうに思いました。

そして、料金についても、リニューアルをされた4棟と既存のコテージの料金の差別化も図られました。そういったところも非常にいい提案だなというふうに思います。先ほど真壁議員も言われたとおり、町民の福利厚生に対しては町民料金として1棟当たり3,000円を減額サービスするというところから、町民の方も非常に使いやすいコテージになるのではないかなというふうに思います。

そして、カントリーパーク、野球場や周辺の施設を利用して長期滞在、大学生の合宿、高校生の合宿、そういったことでも利用がたくさんあるわけなんです、そういった点にも配慮をしていく、長期滞在の料金についてはそれなりに考えていく、これはエージェントとの対応があります。やはり今の時期といっても、学生もできる限り安く環境のいいところを求めてくるものです。そういった対応もしていくというところです。

そして、最後に、緑水園がコテージを武器としてEC、エレクトロニックコマースの参入等を入れて利用客の満足度を向上し、町外から来てもらう、そういった交流人口を増やしていく。例えば柿や梨の体験に来た人がコテージに泊まって、そしてそういった体験に行く、大きな南部町にとっては懐ではないかなというふうに思っています。

料金の改定はやってみないと分かりません。もし何かあればこれは即座に対応もしていただきたいということもお願いをして、この議案第 15 号、コテージ料金の改定については賛成といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 15 号、南部町コテージ条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 16 号

○議長（景山 浩君） 日程第 17、議案第 16 号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 16 号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 16 号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 17 号

○議長（景山 浩君） 日程第１８、議案第１７号、南部町老人憩の家条例の廃止についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第１７号、南部町老人憩の家条例の廃止についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第１７号、南部町老人憩の家条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１９ 議案第１８号

○議長（景山 浩君） 日程第１９、議案第１８号、令和６年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第１８号、令和６年度南部町一般会計予算を審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

賛成、反対の御意見ございましたので、御紹介をいたします。まず、反対の御意見です。保育園について、民間移管について見直しを求める。また、保育園の事業費、交付税の算定などをきちんと説明するべき。会計年度任用職員の抜本的な処遇改善と正規職員の増を求める。ごみ処理計画について、可燃ごみ減量化計画ではなく、ごみ全体を減らすという計画に見直すべき。自分たちの町に合った本当の地域づくりを進めていくべき。ＪＯＣＡ、デジ田の問題を批判して反対

する。

賛成の御意見でございます。今回の予算は、人口減少を見据えた若者、子育て支援を充実させる事業が入っている。また、イネカメムシ補助、個別施設計画、学校トイレの洋式化、少人数学級の全町実施など、地域に密着した予算が入っているので、賛成する。一部を御紹介いたしました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。議案第18号、令和6年度南部町一般会計予算、反対の立場から討論をさせていただきます。

私の場合、主に農業関係、特に米価の問題について発言させていただきます。基本的な考え方は、今回の南部町の当初予算においては、米価の買取り価格の補助、これがない、もしくは不足している、このことを指摘して反対意見とさせていただきます。

現在、米価が下落しておりますが、もともとは新型コロナの影響で消費者消費量が減ったこと、このことから米価が下落しました。ところが、消費量が減ったにもかかわらず、生産者米価が落ち込んだにもかかわらず、消費者米価はそれほど落ち込んでいません。また、現在、新型コロナの影響がなくなり、消費が増えていますが、生産者米価に至ってはそれほど上がっていません。また、消費者米価に関してはほとんど変わっていない。以前であれば生産したお米をほとんど農協が買い取るという形を取っていた場合、このときは生産者にお米の料金を決定するという、そういう立場でした。ところが、現在、お米は流通業者が価格を決める、そういう形になっております。つまり、生産者が幾ら頑張ってもお米の価格を決定するということになっていません。そのためには、お米の価格が決定されない以上、現在の米価が再生産をする価格になっていない以上、そのための補助がどうしても必要になります。現在、町にこのことを言った場合、これは国の問題だ、こういう発言がありますけれども、しかし、南部町として農業が、お米生産が主要だという、そういうふうに言っている以上、南部町としては米価に対する補助、これが必要であるということをまず1点言わせていただきます。

それと、昨年問題になったイネカメムシの問題です。今年はイネカメムシの防除の予算が計上されておりますが、それは補助が半額で負担が半分、このイネカメムシの防除の問題、昨年まで

は全く存在していませんでした。そして、今回、新たに余分な費用がかかってきます。お米の価格が現在低迷している中で、イネカメムシの防除に関しては、これは新たなお米を生産する上で、特に飼料米を生産する上では大変有利な形でしたが、新たな負担が増え、飼料米を生産しても今まで以上にもうからない、こういう状態になっています。この半額補助に関しても、本来であればもう少し補助をしなければお米を生産している農家の方にとっては不足していると、こういう点を指摘しておきます。

それと最後に、一般質問の中で、飼料米用の交付金に関してイネカメムシで被害を受けた方、私のほうのつかんでいた数字は17人中7人、これが交付金の対象になった、そういうふうに聞いておりましたが、私の情報が古くて、一般質問をしていたときにはほぼ皆さんが対象になっていたというふうに後で知りましたので、一般質問での指摘は間違いであったことを付け加えておきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、埴田光雄君。

○議員（1 番 埴田 光雄君） 1 番、埴田光雄です。議案第18号、令和6年度南部町一般会計予算には賛成の立場で討論させていただきます。様々な事業があり、全ては言えませんので、ちょっと抜粋をさせていただきます。

まずは、公共交通対策事業ですね、1億1,335万円使い、東西町、天津地区振興協議会において同一料金にて町内移動に利用できる日ノ丸バスの回数券を販売し、今までのふれあいバスの料金格差をなくし、使いやすくなると思います。また、より町民の皆さんに使いやすくするためにふれあいバスに軽自動車を導入し、利便性や機動力を上げることが期待できると思います。

また、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業では、令和6年度分の住民税非課税世帯または住民税均等割のみの世帯を対象にし、家計の負担軽減を図る重要な事業であると思います。

また、先ほど反対意見でありましたが、農業、イネカメムシの被害というのは南部町では甚大なものだと思います。当初何もできないというような予測ではありましたが、ドローン等で防除をし、また農薬に対しても補助を出し、南部町の基幹産業である農業、また農家を守る事業など、本当に多くの重要な事業がある一般会計予算であると思い、議案第18号、令和6年度南部町一般会計予算には賛成いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 18号議案の令和6年度の一般会計予算に反対をいたします。

総額81億5,300万円、前年の77億に比べたら結構上がっており、当初予算で80億を超えてくるというのは初めてなのではないかなというふうに思ってる、そういう説明もあったと思います。

この中の予算の審査していく中で、この80億を超えてきた理由の大きな一つに、今回、町職員の中でも3分の1を占める会計年度任用職員のいわゆる法律改正ですね、それに伴った待遇改善の金額が多くを占めるということがつかめました。会計年度任用職員1人が平均どれぐらいかというと、一番歴が短くて、給料の低い方で人件費、いわゆる共済費等を含めて約1年間で40万、多い方で90万、これだけの人件費が上がってきているわけです。これは公務現場での格差をなくすということで、一步前進した面ではいい点だというふうに思いますが、これで根本的な解決を図れたわけではなく、かえって問題が大きくなったと思いましたのは、こういう制度改革を重ねていっても会計年度任用職員という、こういう枠組みがある以上、そこをなかなか突破するのが難しいのだからというふうに感じたのも実感です。ただ、この中での予算が多くなった一つに会計年度任用職員の処遇改善があったということは大きく受け止めております。

私たちがいつも会計に反対するときは全て反対しているのかというふうに思われますが、決してそうではなく、先ほど埴田議員の言いなった公共交通については、ここ何年間の間で住民の声聴きながら、少しずつ住民の声届いてきてるっていうのは、これは住民にも届いてくる在り方だというふうに思うし、今後も引き続き住民の声を聴いて、より小さい車で住民の利便性を高めていくことに努力をしていただきたいと。それと、教育委員会関係では、本当は大幅な増も欲しかったんですけども、去年に比べて準備金として2万円ですよ、これについては私も評価したいし、住民も喜ぶところだと思います。

一方で、今回、町全体の中を見たときに、やはり81億5,300万円の収入のうち37億3,800万、地方交付税が45.8%、これが多く占めるわけですよ。私は、今回特に反対の理由として町長に強く述べておきたいと思いますのは、町長はしきりに地方交付税が幾ら入ってるか分からないとか、どう計算していいか分からないっていう声ですね、それと同時に、そういうふうに言う一方で、所信表明では町長は、人口減になる中で公共料金等の見直しを行っていきたくて、こういうことを言われたわけなんです。私は、この2つの町長の発言や姿勢から、これでは住民の暮らしを守る地方自治をきちっと運営していくことにならないのではないかなということを厳しく指摘しておきたいと思うのです。

まず、地方交付税についてですけども、よく職員や私たちも含めて何に使っているか分からな

いっていうことをよく発言するし、私たちも往々にして頭の中にあったわけですね。しかし、今回、保育園問題をきっかけとして、本当に地方交付税というのは訳の分からないものだろうかということがやっぱり頭から離れなかったわけです。なぜならば、保育園問題を通じていえば、何度も総務大臣はこれまでの分は補正係数の中で加算してきていると、こういうふうに言ってるわけですね。言ってみれば、総務省の中の旧自治省というところは何をやったかと。一番はこの地方交付税を算定するため、基準財政需要額を出すために全国の全ての市町村から情報を集めて、365日職員たちはそういう仕事しているわけですね。

地方自治法ができて七十数年間、何が一番根幹になってたかということ、地方財政……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、簡潔な発言を。

○議員（13番 真壁 容子君） 地方財政の大本である地方交付税で、どのように配分するかということで四苦八苦しているわけですね。そのような制度が本当に訳の分からないということ、で済ませるんだらうかっていうのが私の大きな出発点でした。

中を見る限り、この地方交付税は中、とりわけ南部町でいえば令和5年の資料見る限り、単位費用で計算して社会福祉費として5億円近く出ているわけですよ。正確に言うのであれば、保育園とかに幾ら使われていくのか分からないではなくって、自由になるお金だから社会福祉費の中に5億幾ら来ていますけども、そのうちの1億2,300万しか保育園には使っていませんよという町長の姿勢でそうしたというんだったら分かるですよ。ところが、どう使われているか分からないというところで物事が進んだら、事実でないところで政策の判断してしまうことになるんです。

反対討論の一番の大きな一つが、今回の統合保育所の整備事業に1億8,000万出てきました。用地については様々な選定での意見もありました。とても住民の声が反映されていると思いますが、一番大きな問題は、これを、一番の出発点は民間移管にすることによってこの話が出てきたということです。その民間移管の最大の理由が、町のお金が安くつくからと説明してきたんです。そのお金の説明が現時点でもできていないんです。私は、これは住民説明会にも、保育園でのお金が1億2,300万円しか地方交付税として財政状況来ていないよということは事実ではないと思うし、そういう事実に乗っかってここ数年間財政審議会にも資料を出して、民間移管でなければいけないって言ってきてきたわけです。それがこの令和6年度の予算で実施されようとしているんです。

私は、厳しく求めておきたいと思うのですが、本当にこれを統合して、少なくとも今、指定管理をしているところを民間移管にするというのではなく、今、民間移管して町からほかの施設に

なっても、どちらもメリットはないんです。問題は、公定価格を引き上げない限り、町にとっても、福祉施設にとっても利益はないんです。そういうところに目を向けていかなければならないときに、町より民間のほうがたくさんお金が来るのだという事実でもないことを言ってこれを導入した責任は非常に大きいと指摘しておきます。少なくとも今の段階では再審査をして、現状の指定管理のままで置いて、民間移管については先送りないしはきっぱりとやめるべきだということを指摘しておきます。

次の問題では、2つ目の問題は、先ほど言った会計年度任用職員については、やはり3分の1いる、この中で町長は、これまでも職員の採用で、採用者の応募がない中では会計年度任用職員を対象にした試験も必要なのではないかということを明言してこられておるわけです。私は、この意見には賛成なので、会計年度任用職員等、この中、正規職員化する方法をぜひとも模索していくべきで、それを実施すべきだというふうに指摘しておきます。

次の使い方では、3つ目には、今回あったデジ田の交付金、これまで地方創生推進交付金と言っておりましたが、デジ田交付金に変わってきました。3,130万来ており、これを町が出していただきました一覧表の中で一番たくさんのお金使っているのはしごとマッチングの710万、JOCAに630万、いずれもこれが倍になって例えばJOCAには1,265万出している。それとまちづくり支援に695万、今度新しく地域活性化事業でJOCAから人を誘致して、これに200万使っていくと。もう一つ、しごとコンビニでは560万を充てて、全額2,010万のしごとコンビニでの費用を使っているわけですよ。これがデジ田の交付金の要綱の中で合致した仕事をしてきたというんですけども、これが今の町の中でこの仕事が本当に合っているのかということと、例えばしごとコンビニで見ると2,010万円をかけてする仕事であったのかという点についての検証は要るのではないかと思います。どうしてもデジ田に交付金が来れば、半分は町が負担していかなければならないことから、この見直しも、見直しというか、取り組んできたのですから、成果と同時に課題を明らかにして、より町民の暮らしの充実させる方法に合った内容に変えていくべきではないかというふうに思います。

次には、地域振興協議会の問題です。今年度は報酬で1,110万、交付金として前年比1,132万増の7,345万5,000円です。これは分かるように、特別交付税で来ている集落支援員を会計年度任用職員として同等に待遇していることによる、人件費の増によるということです。この中を見たら、こういうふうに交付金の7,345万5,000円のうち、事務局費用が4,798万、60%以上が人件費を占めてるのですよ。これが本当にこの使い方として妥当なのかということを考える時期に来ているのではないのでしょうか。

この地域振興協議会と関連させまして、前回までに福祉コーディネーターを3名地域振興協議会に置いて、令和6年度もこれを広げていくという方針を打ち出されていますが、振興協議会に福祉コーディネーターを置いて本当に福祉の充実が図れるのか。この点ですけれども、地域振興協議会とすれば、今の位置づけは町がつくった行政組織ですから、どうしても住民の下請的な仕事をしていることにしかありません。まして集落支援員は公務員でもないですから、個人情報も持てないので、福祉コーディネーターも同様ですね。本当に地域に根差した福祉の仕事ができるかという点です。そういう点からも、地域振興協議会は区ごとに見直して、時期が来れば本当に必要なところは、例えば会見地区等は役場の機能が大きいこちらにあって、公民館もなくなった現在では、町職員が置けるような地域振興区に変えて、そこでの活性化を図るというのも一つの方法だと思いますし、例えば南さいはくのように何かに力を入れて仕事を起こしたいということについては、そういうところに法人化していくことのほうが、そこにお金を出していくことのほうがより現実的ではないかというふうに考えるわけです。今の段階になって7地域振興協議会がそれぞれの特色を出してきた中で、どのような方向に行くべきかということをしっかりと考えて、お金の使い方を考えていくことが今、求められていると思います。これも近々の課題になってくると思います。

それと、先ほどの福祉コーディネーターとの関連でいえば、うちの町には他町にある高齢者福祉計画、昔の老人福祉計画がないということも広域連合の中で分かってきました。これの代わりに地域福祉計画があるのだからいいのだということですけれども、何が問題かということ、町は高齢者福祉計画を立てるということが法律でもうたわれています。その中で、介護保険が広域でしているその分を、南部町ではその計画をどう持つかという大本の計画がないってことは、これは幾ら福祉コーディネーターを置いても、ボランティアを進めるにも、町の本来の仕事が分からなければ住民は参加してくることはできません。そういうことでいえば、私は、この昔で言う老人福祉計画ですね、高齢者福祉計画を健康福祉課と一緒に立てることが重要課題だというふうに考えております。すぐにつくるべきではないでしょうかということです。

あと、ごみの広域化問題では、構想で分かったようにごみ全体の減量化計画がありません。これは町の責任ではなくって、恐らくそういうふうにコンサルのほうでつくってきたんだと思いますが、今、近々の課題はプラスチックを含めごみの総量減量化するということです。それがなければ大本の全体の計画が立てられないので、それも補足すべきだというふうに考えています。

それで、具体的なところで言えば、町道での除草問題が依然として進まない理由は、私は、町全体が住民や集落の意見を真摯に聞いていない態度にあるというふうに考えています。今すべき

ことは、集落が何に困っているのか、これを地域振興協議会任せするのではなく、担当者と一緒に話を聞きに行くべきではないでしょうか。毎年この時期、年度末の寄り合いで集落での仕事ができなくなったということがあちこちで出てきています。そういうことを見たときに、住民が今、何に困っているのか、このことをしっかりと受け止めてこの対策を取ることが求められています。委員会の中では、今回あれだけ全議員で言っていた町道維持事業についての抜本策は出なく、6月議会に出るということを期待しておりますが、そのことをもししっかりと取り組むべきだということを指摘して、反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田でございます。議案第18号、令和6年度南部町一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。先ほど真壁議員のほうからいろいろ、るる全般にわたりまして反対意見がございましたけれども、私はもう全体的な中での賛成の討論をさせていただきたいと思います。

一般会計当初予算は、先ほども真壁委員のほうから81億5,300万円ということで、昨年の当初予算に対して5.2%の伸びとなっております。収入面では、町税は0.4%の伸びですが、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金などが見込まれているところでございます。

事業の中身ですが、先ほど埒田議員のほうから公共交通事業について1億1,300万円ということがございましたので、これは割愛させていただきたいと思います。

福祉センター管理事業ということで1億1,400万円、これはいこい荘としあわせの風呂場やエアコンの修理等や更新ということで多くの金をつぎ込んでおります。

電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金支給事業ということで2,200万でございますが、これは5年度に支援給付金の対象となった世帯を除いた世帯に支給するものでございます。

先ほども真壁議員のほうからありました、統合した新たな場所で私立の保育所を開設するというのに反対でございましたけれども、これの予算につきましては、新たに用地を取得するための建築設計と用地取得ということの予算ということになっておるわけでございます。

がんばる地域プラン支援事業ということで5,100万円、これはフルーツロード構想の基礎となる果物の生産振興として新たに担い手を誘致し、育成する事業。農地耕作条件改善事業で1億2,400万、これはこのフルーツロード構想の五色ヶ丘果樹団地の基盤整備の事業でございます。特に今年度は先ほど加藤議員のほうからございましたイネカメムシの緊急防除支援事業に

ついて1,500万ということで、これはイネカメムシの防除に係る経費や、防除機械の導入補助金ということで申請されたものでございます。

また、学校の防犯対策強化事業で1,000万ということで、町内の全ての小・中学校に防犯カメラを設置する事業ということで取り組んでおられる予算でございます。また、学校トイレ洋式化事業ということで3,700万、これも町内全ての小・中学校にトイレを洋式化する事業予算となっております。このような今年度予算は少子高齢化が進む中で、幅広くすぐ対応しなければいけない事案についていち早く予算をつけて対応しているということで、私は大変評価するものでございます。

ただ、まだ改善の余地があるところも見えますが、全体的に判断して、議案第18号、令和6年度南部町一般会計予算については、賛成するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。議案第18号、令和6年度南部町一般会計予算に対して反対するものであります。

私が主張したいのは、お金の使い方のことを中心に考えるべきだと思うんです。お金があり余るほどあったらそれは勝手なんですけども、限られたお金でやるのは、以前から言ってますように町民みんなの共有のお金です。これを町民の本当に役に立つように使うのが当然だと思います。

ところが、町外の団体が事業されている中にかなりのお金が出ております。2つだけ申し上げます。一つは、J O C A連携の問題であります。これについて1,265万円が出ております。それから、オートキャンプ場のスマイルキューブがこれを請け負っておりますが、これが2,850万円です。確かに町のにぎわいも多少は貢献していると思います。しかし、やるべきことは町民全体のことが、喜ばれる施策をするのが当然ではないでしょうか。

私が特に主張したいのは、一つは子育てが賛成討論の中でもありましたが、十分であると言われた、子育ての支援をされていると言われておりますが、私は十分とはいえません。各議会に事あるごとに言います、小・中学校の学校給食の無償化をずっと訴えておりますが、これは第3人目の子供から、今年から補助が出ますが、しかし、そうではなくて、周辺の町村がどんどんそのことについては進めております。特に全国的に言いますと、東京23区は全額やる、青森では全県でこれを実施すると、このようなことをやられてるわけです。それはなぜかといいますと、やっぱりそこで子育てをされている保護者の方が本当に喜ばれている施策だということだと思います。

賛成討論の中でもありました学校の防犯とか、あるいはトイレの改修だとかございます。それを私は評価したいと思います。しかし、反面、子育てについては果たしてどうなのか。例えて言いますと、義務教育については国のほうからそれなりの手だてございますが、しかし、高校生だとか、あるいは大学生、これに対しては本当に教育に対するお金で苦勞されております。高校生については通学補助出ました。しかし、かなりの学費がかかっております。そのようなことに対してもやっぱり目を向ける、支援をすべきことだと思います。

それから、大学生については、自宅から通学できるということは厳密に言えばあるかもしれませんが、ほとんど実家を離れて都会、あるいは地方の都市に行って勉学をしなければならないというような状況です。かなりの金額なんです。これに対してもやはりそれに対して奨学金を出すとか、もっと大きく補助をすとか、そういうことをやるべきだと思います。

改めて言いますが、町民が本当に有効に喜ぶようなこと、このことに使うことに目を向けるべきだということを主張して、反対するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。この議案第18号については、賛成の立場から討論させていただきます。

今回初めて全81億5,300万、今までにない予算でございますが、この大きな中身は、内容は、人件費の高騰とか資材の高騰、光熱費の高騰等が大きな原因でございますし、この中で一番町長が力入れてる言われた、所信表明の中で、目玉商品の中で特に若者、子育て支援に充実をしているって、またフルーツロード構想等も充実すると書いてあった中でこういう予算が入っております。子育て支援には、南部町は他町、他県にない、ある程度充実しておりますし、他市、他県、他町から南部町にも若い人やちが移住してるのは事実であります。今回はその人やちに、3人以上の子供さんが小・中学生全部給食費を無料にできたと。それと、フルーツロード構想についてもそうであります。また、今後、人口減少の中で一番問題になる個別施設計画策定事業、僅か400万ですけども、これが今後、大きな手かせ足かせになるような感じもする中で、早めにもう手打っておられます。このような大きな方針の中で動いたるの今回の当初予算でございます。

その中、るる反対意見等がありました中でも、ちょっとお互い考えが違うのかなと思ったのが、だけこの中で反対するものをわしは賛成すべきだと、評価されておられましたね。イネカメムシの防除についての補助ができたとか、ではこれは私も一緒でございます。

この中で、やっぱり当初予算の中で、今回の委員会等でお聞きしました中で一番問題になったのは、我が81億の予算の中で40%が地方交付税なんです。この地方交付税の算定が分からないとか云々というのが大きな問題になりましたのは、これはやっぱり重要な案件だったと思いますし、町執行部としてももうちょっと勉強してもらわなきゃいけないかなとつくづく感じたのは、これは同じことです。一番財源の40%を地方交付税に頼っている我が町ですので、これについてはもうちょっとしっかり、本当に、私やちもですし、執行部も勉強していただきたいと、これは思っております。

それと保育園は、ずっとるる言っておられますが、民間移管、今までの経過で公立保育園を民間移管したときは、公立保育所の人は全部正職なんです、町の職員だったんです。それがなかなかなくて仕方なく民間にして、正職でない臨時職員さんを民間で正職にしてこの人やちを救ってあげたって言やあ言い方悪いですけど、今の状態に持ってきたのは大きな流れなんです。このような大きな流れの中で今後もそういうことでやると、これに対する価格の云々、交付税の中が価格云々っていうのはやっぱり数字のことですので。今、真壁議員が高い、低い、どちらへ転んでもよくないって言って言われましたが、あとは町の政策でこっちにしますっていうことになれば、別にこれは問題ないと思います。

あと、デジ田交付金、昔は地方創生交付金でしたが、これを使っていろんな事業するのは、やっぱり半分は、昔はもうちょっと7割、8割は来てて、1割、2割が一般財源しとったんですが、今、半分一般財源入れないけないという事業ですが、半分国から来る予算を使っていろんな事業をするということは今後とも必要じゃないかと思ひますし、これがよく使っているのがJ O C Aとかいろいろと言われましたが、J O C Aで云々言われますが、J O C Aが来られたおかげで障がい者に物すごい光が当たって、南部町でここまで障がい者を救う、いろんなA型、B型事業でその人やちが保険証を持ってでも働けるような、持ってきたっていうのは、私は評価すべきじゃないかなと思っております。

あと、振興協議会のことを、もう十何年たって一人前になったと思ひますが、これも今、お互い高齢化になって過渡期を迎えているのは事実でございます。そこで福祉コーディネーターがって話がありましたが、私の地元の東西町も福祉コーディネーターがおります。これがそういう専門職だないけないけんだない。そうでもない、たまたまこの人が専門職持っておられたですけど、住民の間の隙間に入って接点みたいになって、それでいろんな情報を持ってみんなで共有して、みんなが住みやすいような活動をしておられます。だから、いきいきサロン等に入られたり、百歳体操等に入られたり、それからもっといろんな事業に入られて、いろんな人の顔とつないでこ

れをやってるっていうのはいいことじゃないかな、これはすごいすばらしい、私はいいと思います。

うちげの町には地域福祉計画があります。それに基づいて社協が地域福祉実行計画を持って今やっておりますが、高齢者福祉計画がないって言ってますが、高齢者福祉計画ばかりして、介護保険ばかりしとったって、それでするわけないんだで。地域を守るためには、やっぱり高齢者政策も地域福祉の一環なんです。高齢者がうまくいくのも地域福祉計画の中へ入ってるんです。それをも含めた地域福祉計画は、今それが福祉計画を持って、それも一緒になって地域事業計画を社協等がやっております。それで私はいいんじゃないかなと思っております。

給食費の無料化はずっと同僚議員が言っております。私もこれは大賛成ですが、今回の改正で国も、また県も子育て支援がすごく充実しとるし、力入れている予算がございます。その裏づけは、子育て支援に対しては交付税措置になる、財政需要額に入れる国の今までメニューがございましたが、今度はそこにローカルメニューもあるってあったんです。だから、国やそのメニューで完全無償化でもオーケーっていうことになればすぐできると思います。このような、私たちもこの子育てに関しては、また少子化対策に関しても今後の予算の立て方、また今後の方針にもローカルメニューで裏財源がそのようにいってますので、今まで国が金太郎あめみたいにはばっばっばっばっ、こうやったら出しますよ、こうやったら出しますって言いましたけど、今度はローカルメニューで出るということをお聞きしましたので、これを教育委員会、子育て、企画、全てが連携しながら、南部町は子育てしやすい、また育てやすいという予算が、一步、ここの今回の当初予算の中に入っております。このような予算を、これは町長の所信表明をお聞きした中で感じました。これが81億の予算なんです。これはるる一つ一つ見ればいろんなことがあろうと思いますが、全体の流れでいけば大変いい予算が立てられたと思っておりまして、私はこの18号については賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号、令和6年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩を行います。再開は10時45分といたします。

午前10時25分休憩

午前 10 時 45 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第 20 議案第 19 号

○議長（景山 浩君） 日程第 20、議案第 19 号、令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 19 号、令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算について審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

賛成、反対の御意見ありましたので、一部御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。国保世帯人数減により保険料減、給付費減、県への納付金も減の状況であり、現状維持または引下げが可能と考える。国保税が高い状況は依然として続いており、あらゆる方策を講じて引き下げ、負担軽減を求めていくべきであり、町民の暮らしはそういう段階であるということを指摘して反対する。

賛成の御意見です。特別会計は分母が減る中で運営が厳しいのは事実である。決算では若干の黒字であるが、これをもって引き下げるということも考えられるが、特別会計を守り、国保加入者を守るためにも賛成する。以上であります。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 19 号の令和 6 年度国保会計に反対します。

今回の国保会計の予算総額は、前年比マイナス 8,430 万円の 13 億 2,640 万円。これ下がっている根拠として、一つには保険税が前年比 1,541 万 7,000 円減の 1 億 6,901 万 1,000 円、それと県の支出金、減額 7,043 万 4,000 円の 10 億 5,516 万円、ここから来ていると思います。それに対して歳出のほうでの給付費は 10 億 2,277 万円、前年比 7,114 万円の減になっています。いわゆる給付費が減っている。それに県に対する納付

金が前年比1,703万円減の2億5,188万円です。委員会の中でも、このことを理由になかなか引き下げることにならないってことは私も承知をしているところですが、前年度まだ分かりませんね。でも、黒字であったということを考えたときに、以前のように基金の積立てというのはそう必要ではなくなっていくわけですから、単年度主義をした場合、令和6年度の国保会計は十分引き下げることも可能ではないかというふうに考えています。

国保問題については構造的な問題で、本来国が負担しなければならないところを増やさなければ、これはあとは市町村が負担するか、被保険者が負担するかということになってきます。そういう意味では小さな町ほど一般財源を持ち出してこれを安定化させるっていうの、非常に難しいということは理解いたしますが、町としては、住民の暮らしを第一にと考えた場合はそういう方法もあり得るのではないかというふうに思っています。とりわけ依然として住民の暮らしから見て国保税が高い。構造的な問題として、所得のない人、低所得者が多いことから、法定減免があるにもかかわらず、払うことが大変だという声がやっぱり出てきている現状があります。

引下げを求めることと同時に、具体的に18歳未満については原則働いておらず、所得がないことから、これは18歳未満については国保税ないしは国保料を免除するというのが全国でも出てきているわけです。それも一つ考えるべきだというふうに考えています。

具体的には、委員会でも指摘させていただきましたが、葬祭費については依然2万円しか出ておりません。昨今の状態から見て南部町でも葬祭会館が増えたことにより、葬祭費が以前よりも引き上がっていることは事実です。そういうことを考えた場合、葬祭費の増額を求めて反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。私は、議案第19号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ13億2,640万円と定めるものであり、前年に比べ8,430万円、5.98%の減の予算であります。

歳入歳出、主なものを申し上げますと、歳入では、国民健康保険税1億6,901万1,000円、前年に比べ1,541万7,000円、8.36%の減。県支出金10億5,516万5,000円、前年に比べ7,043万4,000円、6.26%の減。

歳出におきましては、療養給付費8億6,647万4,000円、前年に比べ6,228万5,000円、6.71%の減。高額療養費1億4,659万3,000円、前年に比べ694万4,

000円、4.52%の減。国民健康保険事業費納付金2億5,188万2,000円、前年に比べ1,703万8,000円、6.34%の減。予算減の主な理由は、国保加入者の減少によるところが大きいとのことであります。

また、この予算は加入者の前年所得が確定前の予算であり、税率決定がなされておられません。税率決定は5月以降であり、この予算では加入者個々の国保税の額は決まっておりません。したがって、この予算に対して国保税が高い、保険料の負担減を求めると反対する理由もございません。反対討論された方では、いわゆる国保税が高い、保険料の負担減を求めるとのことですが、もちろんみんなが保険料は安いことにこしたことはございません。しかしながら、じゃあ、安くするためのその財源をどこから持ってくるのでしょうか。それは基金の繰り出しであります。保険料の負担減のために基金繰り出しを続けるとやがて基金が底をつき、一般会計に助けを求めることになります。合併後、既に一回このことはやってしまったことでもあります。これをまたやってしまうことになる、これはとても健全な国保財政とはいえません。

国民健康保険制度は、保険加入者みんなで所得に応じてお金を出し合い、医療費の支払いを2割または3割にする助け合いの制度であります。大病をして高額療養費のお世話になればこのありがたさがよく分かります。健全な国保財政のために、また保険料を抑えるためには、保険料の負担減を求めることも確かによろしいと思いますけども、それよりも病気の予防のための施策にもっと力を入れる必要があると思います。町長を筆頭にして議会も一緒に協力をしながら、執行部とともに大きな一大キャンペーンをしてでも成人病予防等に力を入れる必要があるのでないでしょうか。以上、賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号

○議長（景山 浩君） 日程第21、議案第20号、令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第20号、令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

賛成、反対の御意見について御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。法定減免もあるが、年金収入は減っている。医療費の負担を対象者に押しつけるのではなく、一般会計から繰り入れて負担軽減をするべきということで主張して反対する。

賛成の方の御意見です。団塊の世代が後期高齢者に移行し、予算規模が大きくなっている。医療費が高騰する中、保健事業に力を入れて頑張っているのも、賛成する。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。議案第20号、令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

理由としては、令和5年度、前回の予算額に比べて3,083万4,000円の増額です。これは理由はよく分かります。というのは、健康保険を卒業された方が後期高齢者に移るわけなんです。どうしても後期高齢率が増えること、そして団塊世代の方がこれから入ってくるという状況になりますと、大きなやっぱり金額になるということは十分理解するものであります。

一つ、反対の理由は何かといいますと、年齢がどんどん上がってくれば医療機関にお世話になることが増えるわけです。ということは、本人の負担が増えるという、医療費が増加することですね。対して受け取る年金額、厚生年金も、それから国民年金もですが、やっぱり逆に減るような状況であります。私は、プラス・マイナスから見れば、だんだん負担が増えるということが十分理解できるものであります。

法定減免もこの保険にもございますが、しかし、やっぱり今の物価上昇の中、それぞれの家計は大変苦しい状況であります。物価がどんどん上がりますしね、そういう中でやりくりが大変です。そういうことから、やはり年寄りの家計、限らないですけど、一般もそうなんですけども、特に入ってくるお金は減る、出るお金は増えるという状況です。やっぱりこういう中で、ぜひ引下げして負担を軽減を図ることを求めて反対するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7 番、白川立真君。

○議員（7 番 白川 立真君） 賛成の立場での討論でございます。

先ほども国保のところで討論がありましたように、国保の加入者は減少傾向ということでしたが、後期高齢者医療についてはこれからますます増えていくと思います。今、超高齢化社会を迎えたことで後期高齢の医療費総額は、これは令和4年度ベースになりますが、18.4兆円と言われております。この制度を支えるために公費、税金から約8兆円、そして我々現役世代から7兆円を支出しております。厚生労働省の試算では、団塊世代の多くが75歳以上になることから、令和7年度までにさらに300万人増加する、そして2,180万人になるだろうと見ています。また、我々現役世代からの支援金はさらに1.3兆円増加し、8兆円を大きく上回るとの見方でした。

今の日本社会は昔と違い、核家族化がますます進む中で、高齢独居世帯や高齢者世帯が増えていくだろうと思う。主な収入は年金となる中で、窓口負担は原則1割を維持するため、全世代が支えていることを理解していただきたい。また、一定以上の収入のある方は2割、現役並みの収入のある方は3割となりますが、様々な減免措置、そして激変緩和措置もでございます。これはこれまでここで述べてきたことですが、1点ちょっと付け加えさせていただきます。

2年ほど前の2023年の5月の国会でした。改正健康保険法が可決、成立しております。この法律は、先ほど窓口負担のこと言いましたが、ここからは保険料のことを言います。保険料負担の年間上限額を2024年度から段階的に引き上げる内容となっております。ちなみに、現在66万円、来年度は73万円、そして再来年度は80万となります。つまり、先ほど少し触れましたが、高齢の方でも数千万円の高い収入のあるような方からはもう少し頂こうじゃないかということになります。その高い収入の方などからの増額分は、我々現役世代からの負担を抑え、出産育児一時金、現在42万円を約50万ぐらいに増額するための財源に充てることになると思います。これは、これまで現役だけで支えていたものを高齢者も含めた社会全体で支えていくという理念に基づいたものでございます。我が国が抱えるこの難局を乗り越えるためのものと御理解をいただきたい。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 後期高齢の予算に反対します。

先ほど国の制度で後期高齢が増えるのが仕方がないというふうにおっしゃったんですよ。それで、後期高齢は県が一本でやっていますから、南部町の数字、なかなか分かりにくいんですね。

後期高齢保険の加入人口は、町では約 2, 2 3 0 人ですね。5 分の 1 の方々がこの後期高齢に医療を使っているわけですよ。

それで、一番今回ちょっとひどいなと思いましたのは、1 人当たりの保険料が軽減前では 1 年間で 1 万 7 5 7 円増えるんですよ、平均で。これすごい金額なんです、結構。軽減後は 9, 2 9 5 円ですけども、約 1 万円の増ってというのは、これは 1 年間としても、高所得者は別として年金暮らしの方々が非常に大変。とりわけ南部町で見れば、法定減免の方々が半分以上を越す中で、減免はあるといっても上がってくる状況を考えたら、負担増は否めないというふうに思うんですよ。

それで、何がひどいかというと、先ほど議員がおっしゃっていた全世代型対応の持続可能な社会保障制度をつくるという子育てに充実させるけども、国民への税負担はしませんよということとで割り振りしているわけですよ。その典型がこの後期高齢で一番分かりやすいんですよ。町の資料で見たら、今回の主な理由では、改定の主な理由が被保険者数の増加、医療費の増加で約 3. 5 % ってあるんです。

3 つ目に、出産育児一時金に係る費用の一部支援で、鳥取県では 1 億 2, 0 0 0 万出すわけですよ。これ何かというと、さっきおっしゃってた出産育児のお金を増やすために後期高齢の医療からお金を持ってくるっていうんですよ。ということは、結局、あなた方から税金取りませんよといいながら、鳥取県民について見たら、後期高齢の方々は 1 万円近く上がってるわけですよ。これって取ってるわけじゃないですか。こういう、一番後期高齢がごまかしが分かりやすいなと思ったんですけど、これは非常にやり方としてこそくだし、私は、町村議会や、市町村や、町長たちが言っていかにといけんと思うんですよ。本来取るところが違えだろうって思いませんか。この後期高齢医療は介護保険と一緒に高齢者の負担率も見直しを行って、全体の 1 1. 7 2 % が 1 2. 6 7 % へ見直すんですよ。それだけでも増になるのに、それに加えて給付費の増、それだけではなくって出産一時金も金出せっていうわけでしょう。こういう制度ほっといたら今度国保にも何にも及んでくるわけですよ。

私は、ここで言いたいのは、皆さんと一緒に、全世代型の社会保障するといって国民から金取らんで、中で操作するというので、こういうやり方ではなく、本来の住民負担増なしにやる方法を提案するのが国の責任ではないかということを地方議会からも声を上げんといけんと思うんです。もちろん町村会もやっていただきたい。こういうことを許しとったら、ほかのところで全部、恐らく介護保険からも取ることになるかもしれない、国保からも取ることになるかもしれない。そういうことは断固やめさせるべきだということを、この後期高齢者のこの引上げの今回の中で

分かったことですから、声を上げていかんといけんと思うし、その下でやっているこれだけの住民負担増やめさせるべきで、大本は国に言うべきだし、いなければ今回８億円の基金を出したんですけれども、県、自治体の負担を求めてでも値上げは避けるべきだというふうに考え、反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

１１番、細田元教君。

○議員（１１番 細田 元教君） 細田です。この件は今、るる言われました真壁議員が反対討論されましたが、ほんにごもっともな意見がございまして、国の制度でございまして、全世代型社会保障の中から、各保険から少しずつ頂きたいと。後期高齢から頂きたいのは出産育児一時金、結構なお金言われましたが、一人頭大体６００円か７００円、あれ７，０００円だったかな、あのぐらいな金額でございました。

それと、この会計、もうちょっと値下げすべきだと言われましたが、後期高齢の保険者がだんだんと増えてまいりますし、亀尾議員が言われましたように医療費も増加しております。その中で、今回の会計でこのままいけば本当にこの制度がもつだろうか。中で十二、三億あった基金の中から８億崩してやっとこの会計をもたすように県も努力いたしました。

あと、これを何とか、皆さん元気な老人になっていただきたいので、各市町村に保健事業をもっと頑張っていたきたいと。特に成人病予防とか云々に力を入れて、そういう予算も今回たしか上がっております。これをもし全部なくすならば、今度は若い世代にこの負担が回ると。こういうことでも今、若い人でも結構このいろんなこと、全世代型社会保障の中でも負担が増えております。

今回、後期高齢の中で、要は出産育児っていうのは、自分たちの孫、ひ孫のためにちょっとやっぱり出そうかなっていう雰囲気、納得じゃないですけども、全世代型で、この人口減少の中でおぎゃっと生まれる赤ちゃんにも、私たち高齢者もちょっとでもしてあげようかなというのがあるんじゃないかなと思って、そのための全世代型社会保障の中からちょっと頂戴やって話になったと思いますし、なるほどなって話ですが、一人頭最高６，０００円、最低６００円ぐらいだったと思いますが、そういう金額でございますので、ぜひ納得していただきたいということで、賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第２０号、令和６年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 2 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 2、議案第 2 1 号、令和 6 年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第 2 1 号、令和 6 年度南部町墓苑事業特別会計予算について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 1 号、令和 6 年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 2 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 3、議案第 2 2 号、令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 2 号、令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 2 号、令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 4、議案第 2 3 号、令和 6 年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 3 号、令和 6 年度南部町水道事業会計予算について審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

それぞれ御意見ございましたので、一部紹介いたします。反対の理由でございます。水道事業は公共料金であり、今の時期では値下げするべき。これまで減免していた基本料金、これを復活するべきという立場から反対。

賛成の御意見です。基本料金の減免を令和 4 年、5 年の 2 か年行ったが、これによる減収を町民へ転嫁することなくぎりぎり予算を組んでいる。また、毎年行っている老朽管改修等の工事費も減額することなく組んであるので、賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2 番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） ２番、加藤学です。議案第２３号、令和６年度南部町水道事業会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど委員長報告にありましたとおり、水道事業は公共事業そのものです。水がなければ生活が成り立ちません。水道料金に関しては、引き続き基本料金は引き下げるべきであったということが１点。

それと、現在、物価高騰の折、電気、それからガソリンに関しては補助が行われています。電気料金に関しては国が引き続き検討をするという、そういった発言がなされています。電気料金の値下げに関して国が検討を考えている以上、水道料金に関してもやはり町としては値下げを考えるべきだ、そういうことを指摘して反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

８番、三鴨義文君。

○議員（８番 三鴨 義文君） ８番、三鴨でございます。私は、この議案第２３号、令和６年度南部町水道事業会計予算に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

まず、水道事業会計は令和４年度と５年度、経済対策として水道使用料の基本料金の減免をしていただきました。このことは町民の皆さんにも喜ばれて、効果的な支援策だったと評価したいと思います。

さて、令和６年度予算では通常の使用料収入で予算が組まれておりますが、支出を見ますと電気代など、経費の高騰で動力費が今年度、５年度では１，２００万円も多くなっています。この影響で最終的な収支見込みの当年度純利益では今年度、令和５年度より約１，０００万円減という金額で４８１万８，０００円となっております。また、資本的収支を見ますと、毎年５，０００万円を計画している老朽管や耐震化の管路工事は計画どおりの令和６年度も減額することなく、建設改良費５，０００万円が計上されております。

先ほど反対の方の御意見にありましたけれども、減免制度を復活して継続すべしというような御意見でしたけれども、そういった約１，０００万円の減というような会計でございまして、もっと潤沢な会計であればそういうことは国費が、国からの補助金がなくなった分を町費で賄ってやると、水道会計で賄ってやるということは可能ですけれども、国の補助金もなくなった今ではそういった余裕はないというふうに予算で読んで取れます。こうした収益が前年より１，０００万円も減額になる、こういった厳しい中で住民負担に転嫁することなく、経営努力と工夫の見える予算だと思いますので、私は賛成するべきと考えます。以上、賛成討論とします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 2 3 号、令和 6 年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 2 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 5、議案第 2 4 号、令和 6 年度南部町下水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 4 号、令和 6 年度南部町下水道事業会計予算について審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

反対、賛成御意見ありましたので、御紹介します。まず、反対の理由でございます。国からの基準内繰入金の金額を上げることがを求め、下水道会計も公共料金であることを指摘して反対する。

賛成の御意見です。従来からの公共下水や農集等の赤字部分についてはとても使用料で賄える事業ではないので、町から一般財源を繰り入れていくという説明があった。公営企業会計となって初めての会計だが、賛成するべきで賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 2 番、加藤学です。議案第 2 4 号、令和 6 年度南部町下水道事業会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、下水道会計は公営企業会計になり、一本化になりました。昨年まで公営企業会計適用債を適用していたので、最終的には公営企業会計になる。公営企業会計になった場合、一般繰入れからのができなくなるのではないかと、それを危惧して反対する、こういうふうに発言しておりました。

今回、公営企業会計になっても一般会計からの繰入れは続けられております。ただ、今回分かったことは、基準内繰入れと基準外繰入れがはっきり分かれている、こういうことが分かりました。

今回私が求めるのは、基準外繰入れを続けておいていただきたいということ。ただ、町のほうから回答は、この基準外繰入れに関して、一般会計からの繰入れはあくまでもグレーゾーンである、こういった回答がなされています。将来的に下水道会計を維持していく上でグレーゾーンである以上、これに関して担保を求めましたが、町からのこのことに関して最終的な回答はございませんでした。答えられないということでした。下水道も、これも公共料金の一部であり、本来であれば下げるべきだというものですが、今回基準外繰上げを続けること、そして基準外繰上げに関わる交付金を国に続けて求めること……。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 11 時 24 分休憩

.....

午前 11 時 25 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○議員（2 番 加藤 学君） 失礼しました。再三、基準外繰入れという言葉を使い間違えておりました。基準外繰上げが正解です。（「逆ですよ」「繰入れ」と呼ぶ者あり）基準外繰入金が正解です。基準外繰入れを続けていただきたいということ、そしてこれに対して、国に対してこれの交付金を続けて求めていくこと、このことを意見として反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3 番、荊尾芳之君。

○議員（3 番 荊尾 芳之君） 3 番、荊尾芳之です。議案第 24 号、令和 6 年度南部町下水道事業会計予算については賛成します。

いよいよ令和 6 年度から下水道事業として今までの特別会計でありました公共下水道、農業集落排水、浄化槽を一本化して公営企業会計、下水道事業会計予算がスタートします。

予算書を見ますと、収益的収入約 4 億 1,600 万円、資本的収入約 1 億 6,500 万円と、それぞれの支出予算とで編成をされています。この会計は一般会計からの繰入金がなければ成り立たないです。使用料収入、営業収入という予算書になってますが、これだけでは難しい会計があります。そこで基準内繰入金は他会計負担金として、また、基準外繰入金は他会計補助金とい

う項目で予算書の収入に上がっております。今までのものが予算書の段階でしっかり確保されていると思います。先ほど加藤議員がグレーゾーンという表現をされましたけれども、この部分は我々もしっかりと要求をしていかなければならない部分というふうに考えております。

そして、下水道事業会計予定貸借対照表では45万5,130円の純利益の予算書となっています。移行の初年度が令和6年です。住民にとって身近な下水道、公共料金の予算書です。しっかりとこの会計を見ていかなければならないというふうに思っております。

また、能登半島地震でありました水道、下水道管路の地震に対する対策というものも今後必要になってくるのではないのでしょうか。厳しい予算の中ですが、そういうことも考えながらこの会計を運営をお願いしたいということで、賛成討論いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第24号の南部町水道事業会計予算、令和6年度、これは初めて今までの……（「下水道」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、下水道。訂正します、下水道です。南部町下水道事業会計予算ですが、今年度初めて下水道、これまで、事業会計が公営企業会計になりました。この年しか言えないので、公営企業にすることに反対です。

見てもらっても分かるように、大体、収益が1億6,100万、それで営業費用が3億8,000万、倍近く費用がかかるような事業を公営会計にしろということが間違っている。荊尾議員もおっしゃったように、一般会計の繰入れなくては耐えられない公営企業会計なんです。そのことを市町村や、とりわけこういうことが分かっている自治体に公営企業会計でやれということ自体が間違っている。この行き着く先は、いわゆるここで見る営業収益と営業費用を合わせると、そういうことになってくるわけですよ。そういう立場に追い込んでいて、結果として公営企業とすれば、水道料金を上げざるを得ないような素地をつくっているというのがこの公営企業会計ではないのでしょうか。それは町長も御存じだと思うんですよ。

先ほど反対議員、賛成議員からも出たように、一般会計の繰入れなくしてはできない財源であること。御存じのように一般会計というのは一般財源しか方法がないわけですよ。だとすれば、公営企業会計に当たっては、この国庫負担をあくまでも求めていくという立場がなければ成り立ち得ないという立場から、私は町も議会もこのことに対してしっかりと意見を上げていくべきだというふうに考えています。少なくともこれは法定上定まったから地方自治体でもこれを受け入れよということについては、私はそもそも地方自治や地方自治法を軽視したやり方で反対すべきだということを……（サイレン吹鳴）理由に反対します。公営企業会計に反対します。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 2 4 号、令和 6 年度南部町下水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 2 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 6、議案第 2 5 号、令和 6 年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第 2 5 号、令和 6 年度南部町病院事業会計予算について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 5 号、令和 6 年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 7 議案第 2 6 号

○議長（景山 浩君） 日程第 2 7、議案第 2 6 号、令和 6 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 26 号、令和 6 年度南部町在宅生活支援事業会計予算について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 26 号、令和 6 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 27 号

○議長（景山 浩君） 日程第 28、議案第 27 号、南部町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 27 号、南部町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 27 号、南部町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく

合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 28 号

○議長（景山 浩君） 日程第 29、議案第 28 号、南部町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 28 号、南部町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 28 号、南部町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 29 号

○議長（景山 浩君） 日程第 30、議案第 29 号、公の施設の指定管理者の指定について（南

部町介護研修施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第29号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護研修施設）でございます。

審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

反対、賛成の御意見について御紹介いたします。まず、反対の理由でございます。令和4年度決算において、条例にない使用料を取っていたことについて対応が非常に不十分である。どのようなことをクリアすればできるのかしっかりと話し合うべきであり、非常にいいかげん。議会提出資料について計上間違いというが、事業説明書の訂正程度であり、姿勢が変わっているとは思えない。いいかげんなれ合いのようなやり方はやめるべき。

賛成の理由でございます。町と連携ができておらず、条例にきちんと対応していなかったことは問題であるが、改善する努力はされている。この施設は大事な施設であり、条例に基づいて町も対応していただくことを条件に賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第29号の公の施設の指定管理者の指定、南部町介護研修施設について反対をいたします。

先ほど委員長の中で述べられた反対意見、それから賛成意見の中でも条件をつけて賛成するという、そういう意味では大変厳しい指定管理の在り方を指摘された委員会であったというふうに考えています。

理由の一つは委員長が述べられたとおりで、あまりにも条例とか協定等を逸脱したようなやり方に対して非常に甘い在り方で、これはどちらかという、第一義的には町に責任があるというふうに考えざるを得ません。

私は、介護研修施設を元の直営に戻すべきだと考えています。なぜかといいますと、今回改めて施設条例を見て、この介護研修施設が本来どのような施設なのかと考えた場合に、例えば今の問題になった5,000円の料金を取ったJOC Aの方々の宿泊に使ったということは、介

護の目的使用の中の特別に必要とする業務に当たるといふふうに考えていますが、そもそもこの施設条例ができた中身は、介護や介護者にとっての中身であると同時に、6番目に高齢者・障がい者の短期滞在生活に関する業務って書いてあるんですよね。

御存じのように議員なんかが相談受けるときに、高齢者や障がい者がなかなか家で生活できないという、病院でもなかなか預かってもらえないというようなことがあって、高齢者や障がい者のいわゆる居住権ですよ、そのことが問題になっているときに、私は、この町の施設、これを町の直営の施設にして、もちろん介護の場合で使うときは社会福祉法人からお金を頂ければいいことであるし、高齢者、障がい者等、短期滞在が必要な人にはあっこを空けて使っていただくといふふうにするほうが今の南部町には合っていると思うし、毎年145万1,000円の指定管理料を払っていることを考えれば、直営に立ってどれほど金がかかると、これ以上かかるということも考えられるので、指定管理を見直すという点でいえばこの介護研修施設を見直すべきだと考えています。5年間の指定管理ということですが、私は、指定管理ではなく直営にし、本来、施設条例に合った使い方をして、住民の暮らしを支える施設にしていくべきだという立場から反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。議案第29号、公の施設の指定管理者の指定について、施設の名称は南部町介護研修施設、指定管理者は社会福祉法人伯耆の国です。この議案第29号の公の施設の指定管理者の指定について、賛成をいたします。

これまではこの指定管理の期間が10年間でした。今回から周りの施設の指定管理の状況に合わせるということで、指定管理の期間を5年間として提案をされています。

この施設は、設置条例にうたわれていますが、施設ケアの普及や介護のノウハウを学ぶものであり、要介護状態にならないために介護予防事業等を実施するということが目的とされています。具体的には、特別養護老人ホームゆうらくの隣に建っているものでございまして、このゆうらくではユニットケアという日本でも最初に施設介護のやり方を研究し、推進し、取り組んできています。この技術を学ぶためにも、現在もできてからずっと全国からの多くの介護士がユニットケアの研修にゆうらくに来て研修をしています。その宿泊研修の拠点がこの施設になっているわけです。

先ほど反対意見がありましたけれども、この施設は、介護のこの研修のために約1週間ぐらい全国から来て研修して介護士さん、帰るんですけども、ユニットケアの研修をしてるんですが、

もちろんそのことと、今、付け加えるなら、この施設は例えば火災とか災害に遭って住むところを失った住民の皆さんの一時滞在場所としても諸活用してるという状況でございます。建物自体は10分の10で、厚労省の補助金で建った建物でございます。条例に従って決まったどおりにしっかりとこの施設を運営していくと、指定管理をしていくと。直営ということを言われましたけれども、私は、この施設を運営する上で社会福祉法人伯耆の国というのは適正であるというふうに考えて、この議案第29号に賛成するものです。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護研修施設）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

日程第31 議案第30号

○議長（景山 浩君） 日程第31、議案第30号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第30号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 0 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

休憩します。

午前 1 1 時 4 7 分休憩

午前 1 1 時 4 7 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

日程第 3 2 議案第 3 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 2、議案第 3 1 号、区域外における公の施設の廃止に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 1 号、区域外における公の施設の廃止に関する協議についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 1 号、区域外における公の施設の廃止に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 3 議案第 3 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 3、議案第 3 2 号、財産の無償貸付についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 2 号、財産の無償貸付についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 2 号、財産の無償貸付についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 4 議案第 3 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 4、議案第 3 3 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第 3 3 号、町道路線の認定についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 33 号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 35 陳情第 9 号

○議長（景山 浩君） 日程第 35、陳情第 9 号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 当委員会が預かりましたのは、陳情第 9 号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情でございます。

審査の結果、全会一致で不採択と決しております。

その理由を付け加えさせていただきたいと思います。まず、この陳情案は、外国人技能実習生などがそれまで掛けていた年金掛金を帰国するに当たり脱退一時金として受け取ることで、また再入国した際、低年金や無年金となり、生活保護に移行することを指摘したものとなっております。

さて、近年では国内における人手不足が深刻化しており、特に建設業、農林水産業、介護サービスや小売業などでは存続の危機も叫ばれる企業もあります。政府は 2018 年秋、外国人材受入れ拡大法案を通過させております。一方で、実習生が虐待を受けたり、就業規則とはかけ離れた働かせ方、技能実習とはかけ離れた労務など、様々な問題が浮き上がっております。

国会前では奴隷制度の廃止を訴えるプラカード、外国人就労者を増やしたが、それに伴う制度が追いついていないことを当委員会では厳しく指摘しております。今国会ではそれらの問題を踏まえて抜本的な改正案が現在審議されております。ちなみに、これまでの技能実習制度を廃止し、育成と就労に力点を置いた制度とする内容であると聞いております。

この陳情案にあるような一部だけの問題を提起した内容では、南部町議会として意見書を上げるわけにはまいりません。当委員会では、今後も日本経済を下支えする実習生たちの働き方、暮らし方などを包括的に考えていかなければならないと締めくくっております。報告を終わります。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第9号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は不採択でありました。本案を不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第36 陳情第1号

○議長（景山 浩君） 日程第36、陳情第1号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾です。総務経済常任委員会を3月13日に開催し、陳情第1号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書について審査を行いました。

審査の結果、全員一致で採択すべきと決しました。

可の理由ですが、食料・農業・農村基本法が変更されましたが、食料自給率の記載が撤廃されました。現在の日本の食料自給率は38%ととても低いです。やはり国の責任で食料を確保するというのは当然のことであるということで、これが採択の理由です。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第 1 号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後 1 時といたします。御参集ください。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第 37 議案第 34 号

○議長（景山 浩君） 日程第 37、議案第 34 号、令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、令和 5 年度の一般会計補正予算書（第 9 号）のほうで御説明をまいります。御準備よろしいでしょうか。それでは、1 ページからいきます。

議案第 34 号

令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度南部町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,231,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月28日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和6年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
そういたしますと、2ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。1、追加といたしまして、農村地域防災減災事業でございます。限度額は290万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、予算に関する説明をいたします。4ページをお願いします。今回の補正は、県営農村地域防災減災事業（ため池整備、豪雨対策）におきまして、第8号補正にて負担金を全額減額する予算を計上しておりましたが、その後に令和5年度に支払う必要のある負担金を確認されたため、改めて必要額を増額するものでございます。

下段、歳出といたしまして、5款農林水産業費、1項農業費、9目農地費を330万円増額し、1,696万8,000円といたします。

それに対します歳入としまして、上段のほうですけれども、21款町債、1項町債、3目農林水産業債を290万円増額し、4,640万円といたします。

5ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、59億8,936万4,000円となります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 4 号、令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号）を採決いたします。

議案第 3 4 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 8 議案第 3 5 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 8、議案第 3 5 号、町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第 3 5 号について御説明をいたします。町長の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

次のとおり町長の給与の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは御案内のとおり、今般の度重なる不適切な事務に対しての責任として町長の給与を 3 か月間 1 0 %減ずるものでございます。

なお、施行日は令和 6 年 4 月 1 日としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 提案の中身分かりましたが、こういうふう特別職が報酬をカットしたりするときには審議会に諮問し、答申するのが通例なんですか。通例であればそうだし、もしそうでなければなぜそうしたのかっていうの教えてほしいのと、今回例えば審議会にお聞きするとすれば、こうこうしたいがどうかっていうのは、カットしたいがどうか、カットの水準ですよね、何か月何%するかっていうことをどちらもお聞きしたかったわけですか。ちょっと意味が分からなかったのは、報酬カットせんといけないけど、その金額の妥当性を諮ったんですか。それとも、カットすることの妥当性、どちらなんですか、審議会に諮ったのは。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。まず、報酬等審議会でございます。これに

つきましては本町の条例にありますところの第2条のほうで規定しております。これには「町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴く」ということになっておりますので、以前も給料カットというか、報酬カットというのがありましたけれども、そのときも同じように報酬審議会のほうで諮っていただいております。

それと、今回の3月22日に報酬審議会を開催させていただきまして、最近の鳥取県内の特別職のカットと申しますか、そういったところの資料を審議会のほうに提出させていただいて、カット率でございますとか、期間数、これらを審議会のほうで見ていただきまして、今回の提案に対する可否と申しますか、そういったものを検討していただいております。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号、町長の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第36号

○議長（景山 浩君） 日程第39、議案第36号、南部町監査委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第36号を御説明いたします。南部町監査委員の選任についてでございます。

南部町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記載のとおり坂口正治さんを新たな監査委員として選任をしたいと思っておりますので、どうぞ御同

意いただきますようお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 27日の全員協議会で資料が出たんですが、この経歴等を見るんですけども、ここから南部町との関係性って読み取れないんですけども、南部町との関連はどのようなことがあったんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。南部町との関連性は、まず、坂口様が南部町でお育ちになって、高校卒業までこの南部町で暮らされていたこと、さらにはその後、お仕事の関係で常に地方自治に携わってこられたこと、特に南部町にはこの10年間、行政に対する行政改革や総合計画についての御指導いただいたこと、そしてこの3月いっばいでその任期が終わるというようなことを考えて、今回皆様をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 提案された方に対して、町で育ったことと、仕事でいえば地方自治の関係でここ10年間南部町の総合計画やいろいろな指導をお願いしたと。今回は任期が終わったので、監査をお願いしたいということなんですけども、町長、ここ出身かどうかは別として、これ10年間総合計画とか立てることについて町との関係ですよ、指導や支援、いわゆるアドバイス受けてきたってということに対して、言ってみれば自分も含めてつくった総合計画等をしているこの町の監査をすることになるわけですよ。この点から監査の第三者的な位置が確保されたとお考えでしょうか。

監査については、町村では2人ですけども、大きい市なんかは4名選ぶときには原則として、例えばよく行政知ってる方といって、そこの行政職に就いてた方が任に就くことが多いんですよ。ところが、この4人のうち2人就くことを禁止しているわけですよ。なぜそうしているかというと、行政職に携わった方がおれば客観的に見ることができないということなんです。うちでいえば、これは1人が議員であれば、あと1人はいわゆるそういう方になるわけですね。その方が10年間総合計画等に携わってきた方が、果たして客観的な立場で町の監査ができるというふうにお考えなんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これはできると私が判断したからこう御提案いたし

ているものでございます。あくまでもこれは指導者、指導的な立場で客観的に御指導をいただいたものでございまして、あくまでも作成は職員、そして最終的に提案いたしましたのは町長でございますので、これはあくまでも利益が御自分のほうに落ちるといようなことはないと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の監査委員の選任について反対いたします。

反対は、先ほど質疑の中でも聞いてきた内容です。いろいろお話を聞く中で、町との関連性から見たときに客観性を担保するという点から見れば、あえてこの方を推薦するって、選ぶ必要なかったのではないかというふうに考えるわけです。

それで、私たち議会と地方行政に詳しい、専門的な知識があるということについては、望ましいという点は共通理解できるのですが、住民の暮らしとか町の様子ですね、それをよく知ってそれを反映される立場での監査を私たちは求めているわけです。とりわけ今の南部町がいろんな事業している中で、本当にそれが住民の暮らしに役立っているのかどうかということを住民目線で考えてくださる方を監査に選んでほしいなという立場から、この人はできないというわけではありませんが、客観性を十分に保てるというふうに考えるのは、ちょっと私はちゅうちょしてるところありますので、反対をするということです。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、滝山克己君。

○議員（4番 滝山 克己君） 4番、滝山です。議案第36号の監査委員の選任については賛成の立場で討論をします。

町長の説明のありましたとおり、坂口さんに指導を受けた者の一人として意見を述べさせていただきますが、経歴は全く問題ございませんし、行政にも明るい方だというふうに考えております。我が町にも講師として何年間も来ていただきまして、その人間性も感じておりますし、とても優しさの中にすごく厳しさもお持ち合わせの方だというふうに思っております。その上で町長がこれなら、この人ならというふうに御指名をされたわけですので、そういう経歴も含めまして

私は賛成をすべきだというふうに思いますので、賛成の討論とします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 36 号、南部町監査委員の選任についてを採決いたします。

議案第 36 号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第 40 発議案第 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 40、発議案第 1 号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書を議題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、荊尾芳之君から提出理由の説明を求めます。

総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員長、荊尾でございます。発議案第 1 号について、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書を読み上げて提案にしたいと思います。

発議案第 1 号

食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 28 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 荊 尾 芳 之
南部町議会議長 景 山 浩 様

別紙は副委員長にお願いをしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員会副委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会副委員長（仲田 司朗君） そうしますと、別紙のほうを見ていただきたいと思います。

別紙

食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）

政府は2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしている。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位である。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食糧自給率を引き上げるとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。これは、現行基本法は「基本計画」で「自給率向上」を設定したものの、単なる閣議決定であり、法的拘束力がないためである。

食料輸入がストップしても、国民を飢えさせないこと、安定的に食料を確保することは国の基本的な責務だ。

いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増える中、食糧自給率向上を放棄し国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があることから、以下の項目について政府に要求する。

記

「新基本法」制定にあたっては、食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月28日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

.....
以上であります。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論を終結します。

これより、発議案第1号、食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第41 発議案第2号

○議長（景山 浩君） 日程第41、発議案第2号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者である三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨であります。

.....

発議案第2号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年3月28日 提出

提出者	南部町議会議員	三 鴨 義 文
同	同	細 田 元 教
同	同	板 井 隆
同	同	仲 田 司 朗
同	同	白 川 立 真
同	同	長 束 博 信
同	同	米 澤 睦 雄
同	同	滝 山 克 己
同	同	荊 尾 芳 之

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

別紙です。南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。
南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年南部町条例第40号）
の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の165」を「100分の170」に改める。

別紙第1を次のように改める。詳細はお読み取りくださいませ。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

次に、新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いします。

この発議案第2号の提出に当たりまして趣旨説明をいたします。

まず、報酬についてです。本条例の一部改正につきましては、前回の平成27年1月と同様に、
鳥取県西部地区特別職報酬等審議会で、町村長の給料、町村議会議員の報酬についての答申が令
和6年1月15日になされております。今回の答申の理由の一つとして、前回の改定から現在ま
での期間8年間について、他団体の状況、人事院勧告の内容、社会的情勢等を鑑みて総合的に判
断したところであります。

また、南部町特別職報酬等審議会においては、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会の答申額が
妥当との内容で令和6年2月19日に答申がなされております。

次に、期末手当についてです。今回上程する発議案につきましては、令和5年の人事院勧告に
基づき、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたため、それに
準じて本条例の一部改正を提案するものであります。これまでも人事院勧告に準じて近隣市町村
の状況も勘案し、本条例を改正してきた経過があります。

なお、施行期日は先ほど申し上げましたとおり、令和6年4月1日としております。理由説明
をいたしましたとおり、8年ぶりの改定でありまして、民間賃金を決める今春闘でも軒並み満額
回答が出されている状況ですので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。今回の引上げの理由について今述べられました
けれども、その中で議員の成り手がないからってという話を取り沙汰されてますけれども、これも
理由のうちに含まれるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。議員の成り手不足に対応するこれは金額ではない。あくまでも人事院勧告に基づき、また、その後の諮問のあったものに対する回答であるというふうに思っております。

○議長（景山 浩君） ほかに。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど提案者が春闘でも満額だとおっしゃったんですけども、今回の町会議員の報酬の引上げは、ちょっと期末手当は置いておいて、議員で1万4,000円引き上げて23万5,000円になるということなんですよ。これって何%の引上げになるわけですか。

○議長（景山 浩君） 8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨です。議長につきましては引上げ額が7,000円でありまして、2.2%です。それから、副議長が1万4,000円の引上げ額で6.0%、議会運営委員長、常任委員長が1万4,000円の引上げ額で6.2%、それから議員が1万4,000円の引上げ額で6.3%になっています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。先ほど質問で、今回、引上げの理由の中に議員の成り手がないからではという観点は含まれていない。あくまでも審議会と、それから人事院勧告による答申を受けた結果だというふうに伺いました。しかし、そもそもこの報酬引上げの話が出ている中には、県内の自治体ではあくまでも成り手がないということが取り沙汰されて、それでいろいろ出てきています。確かに今回の報酬自体に関していえば、これだけ上げて成り手が増えるかどうかっていった場合、間違いなくこれが議員の成り手を増やすということにはまずならないと思います。

それと、もう一点、今回値上げを決めるのは我々議員であり、そしてそれを決定するのも我々議員です。第三者的に見た場合、町内の方から見た場合、本当に町議会のほうで町議員の報酬を、

値上げを決めていいのか、これがいつも値上げをした場合、出てくる話です。今回、報酬引上げということになりましたけれども、現在の日本の値上げの全体の報酬の在り方を考えた場合、町議会議員が自分の報酬を自分で決めるっていうことに関しては甚だそぐわない、そういうふうに思っております。

以上の意見から反対の理由とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7 番、白川立真君。

○議員（7 番 白川 立真君） 賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど三鴨議員からもありました、日本の経済とか中小企業にもスポットライトを当てた発言だったと思います。

我が国は、これ大分昔の話になりますけど、約 30 年に及ぶデフレーションに悩まされております。コストカットが最優先され、賃金を含めた人への投資まで削減されてきました。さらに今、追い打ちをかけているのが物価の上昇でございます。

また、雇用環境では、少子化に伴い、深刻な人手不足となっており、日本商工会議所などの調査結果では、大手企業に倣い、中小企業の 6 割以上が賃上げ実施となったそうでございます。その理由としては物価上昇への対応が最も多かった。

さて、議員報酬ですが、議員報酬は毎年答申が出て改定されるわけではございません。また、南部町ではこの秋に改選が予定されております。今の私たちの報酬というよりも、この秋からの今後の新メンバーへの報酬をどうするのかという視点で考えていかなければなりません。今の報酬で議員になるため、会社を辞めて子育ても頑張ろうと思う若い人たちが何人いるのでしょうか。

さらに、いつぞやの NHK の報道では、生鮮品を除いた消費者物価指数が前年比 3.1% 上昇、第 2 次オイルショックのあった 1982 年以来、41 年ぶりの高水準に達したとのことでした。前年比より 3% 上がったということが続いているわけですから、3 年間なら 9% も上がってるといことになります。

一方、これからの日本経済は株価上昇、金利上昇、そして物価も上昇してまいります。背景としては、好調な企業業績、消費の拡大で法人税、消費税が大きく伸び、何と昨年の税収は 71 兆円を超えました。3 年連続過去最高を更新というような状況で、今まさに日本はデフレから脱却し、経済成長という大きな流れに入っております。70 代以上の方は記憶に新しいかもしれませんが、物価もどんどん上がる中で給料、賃金もだるま式に上がった経済成長期を経験されておられます。今、このようなフェーズに入ったことに合わせ、議員報酬の改定をするべきだと私も思

っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議員報酬の引上げには反対します。

先ほど提案する三鴨議員、それから白川議員のほうから、ここ数年の賃金の停滞の中で、久しぶりに春闘で中小企業も上がってきたという話をされたと思うんです。私もそこに照準合わせていきたいと思うんですけど、30年間の……（発言する者あり）そうですよ、それが理由になるかっていうことね。30年間の期間というのは賃金が上がらなかった期間で、今年の春闘っていうのは30年ぶりですよ。30年ぶりに、これは中小企業の春闘で1万1,916円上がったんですよ。これというのは引上げ率4.05%です。大企業はよく上がったと言ってるんですが、5.25%なんですよ。お気の毒だけでも、うちの議会の今回の引上げ幅は6.3%なんですよ。（「元が違う」と呼ぶ者あり）うん、元が違うってということ言いたいよね。元が違うということ例えば、中小企業や大企業で働いている方は、これは通常勤務で、いわゆる正規職員の金額なんですよ。1か月丸々働いて、生活給の給与が30年引き上がることは低迷して、やっと4.05%で1万円台に引き上げてきたっていうのが現状で、今後このことが続くことを私たちが願っているけれども、本来であれば内部留保資金考えたら今回の賃金値上げはもっと上げてよかったはずですよ。

そういう中で私たちが議員の報酬どう決めるかだと思うんですよ。先日、私たちも近隣の町村議員が集まる場がありまして、そこで去年だかの選挙で当選した若い議員に今回どうするのって聞いたときに、自分の報酬を自分で決めていいのかどうか分からんっていったらうつむかれたんですよ。そのときに、私も彼と話しててそうだよって、議員ってそういうところにいるんだよねって話になったんですよ。町村議長会でも書いてあるように、報酬の引上げ必要だろうって書いてありますよね。それは議員の成り手のいないこととかいっぱいあって、賛否両論はともかくね。ただ、引き上げる際にも、最終的な問題は住民理解得れるかどうかだっていうことではなかったでしょうか。そういう点でいえば、本当に報酬を引き上げるというのであれば、じっくり4年間かけて計画的に自分とこの南部町議会は本当にこの報酬でふさわしいのかどうか、上げるとすればどういう上げ方が、上げ幅がいいのかということを住民理解の下に進めていくべきではないかっていうことを、これは町村議長の会の冊子にも書いてあるわけですよ。

私が皆さんに問いたいのは、依然としてこういう引上げが議長から言われたときに、うちの町議会としては誰一人上げると言わなかったんですよ。ずっとそれが続いて、政府の報酬審議会

で答申が出たらそれにどっと乗っていくという感じですよ。これでは主体的に自分たちの報酬決めたと言われんんじゃないかと思うんですよ。次期の方についてっていう考え方もあるかもしれないけれども、本当に議会をどうするかっていうことを考えたら、議員の報酬どうして決めるかっていうこの姿勢こそが住民に問われてることであって、私はそれに答えていくべきじゃなかったかというふうに思うんです。

仮にこれ多数で報酬の引上げが決まると思いますが、この説明は住民にしていけないといけないし、なぜ引き上げることか、それとそういう立場から住民の意見も聞くということがこの後に予想されるし、していかなければならないことではないだろうかっていうことを投げかけて、私は、本来決めるのであれば任期中にそういう会を設けて、本当に是か非かっていうことを決めるべきであったのではないかということを皆さんにお訴えして、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この報酬引上げの案について、発議について賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

先ほど提案者である三鴨議員のほうから西部地区の特別職報酬等審議会の答申、そして住民の理解からいけば、最も身近な住民の声を代表していただいている南部町特別職報酬等審議会にそれぞれ諮問をして答申を得たというところです。

ただ、ちょっと付け加えておきますと、まず、西部地区の特別職報酬等審議会についてはその他の意見が3点ありました。まず一つは、報酬以外の政務活動費や各種手当については各町村及び各町村議会の実情に合わせて検討をされたい。

そして、2点目です。病気等、長期の欠席の議員への報酬支払いについて、減額等の対応について対応をしてほしいというところですが、南部町議会は長期欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例を平成23年に制定しています。長期的に休んだ場合の減額というのはもう既に決まっております。

そして、3点目、議員の成り手不足に関する議論があるが、議員報酬のみがその原因とはいえないと考えられる。また、住民の代表たる議員としてふだんの活動内容が十分であるかなど、住民の不信感もあり、議員報酬の増額に否定的な意見もありました。やはりこれは先ほど真壁議員が言われたように住民に対しての理解を得るための行動は必要だというふうに思います。そして、議会活動の活性化に一層取組をしてほしいという3点の意見が出ております。

そして、南部町の特別職報酬等審議会のほうからは附帯意見として出ております。議員に対し

ては1点です。一部の委員から議員の報酬額については見直し幅を上げてよいのではないかという意見が附帯意見としてありました。やはり見る人から見れば議員の報酬はまだまだ足りてない、それが一つの成り手不足にもつながっているというのものもあるかもしれませんが、それを総じて私の見解としては、このたびの議員の月額報酬の引上げは全国的に議論されている議員の成り手不足の解消とは程遠いものであるというふうに思っています。

全国的に加速する地方の人口減少を鑑みると、議員定数を含む議員間で勉強会や意見交換会、そして町民の皆さんに見える化を進めていくことが必要であると思います。やはり報酬が上がったで終わるのではなくて、後につなげていく、白川議員も言いました11月には新しい議員の組織ができるわけなんです、そういった新体制につないでいく、私たち残された期間をそういったところにも力を入れていく必要があるということも訴えて、私の賛成討論とします。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。反対討論ではございません。賛成討論で一言させていただきたい。

今、るるお聞きしまして、審議会の答申、また南部町の特別職報酬等審議会の答申でそうあったって言われます。私は、議員、今までずっとやっております、今、真壁議員も言われましたように住民の意見ってどういうものかって、私もいろいろあって言われたことは、この報酬で生活ができるのかと、これが一番こたえました。

私も議員に20年前になりまして、初めてこの報酬を我が家内に渡しましたらびっくりしまして、これで生活できるかって話で、そのときの党の代表に僕の報酬をあげるから生活費もらえませんかまで言ったことがあります。大変叱られましたけども、そのように私やちは今回1万4,000円も上がります。

今、板井議員とか白川議員が言われましたように、住民は、上げてもいいけど本当に議員の仕事しろよと、テレビで今、見てますよ。ならば、今、2040年問題、2050年問題を考えれば、人口が1万を切る中で14の定数でいいのかと、そういう声も何人も聞きました。私は、今回の改選のときでも、報酬を上げる代わりにほんなら議員を14を12にもしたい、やってみよって言われた。私は、今なかなか間に合わんかもしれませんが、今度はこれで通すかもしれんけど、次の改選のときには最低2落とすと。2040年なら1万人を切る人口になるんです。ならばまだ2落として、最低10人でも私やちはそれで頑張って、要は900人に1人ぐらいの議員でやるという覚悟で本気になった議員活動を私やちここにおるみんながやれば、町民は私は納得すると思う。常に南部町議会は活性があってええな、一般質問も誰もしてんじゃねえかって、

委員会の討論も堂々としてんじゃねえかと、執行部は、町長はたじたじになってんじゃねえかと言われるような議員を活性化、議会を活性化する今後のためだと思ひまして、今回はこの報酬には賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42 発議案第3号

○議長（景山 浩君） 日程第42、発議案第3号、裏金による腐敗政治を一掃することを求める意見書を議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 8番、三鴨でございます。

.....

発議案第3号

裏金による腐敗政治を一掃することを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和6年3月28日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

――別紙、御覧いただきたいと思います。

.....

別紙

裏金による腐敗政治を一掃することを求める意見書（案）

自民党の派閥による政治資金パーティー券購入で、企業及び団体などから購入を受けていながら政治資金収支報告書で適正に処理せず、いわゆる裏金をつくって還流する仕組みづくりをして

いることが明らかになった。国民は物価高騰にあえぐ中、暮らしを守るために必死の努力を行っているにも関わらず、国民を守るために活動する政治家が高額な裏金づくりをしていたことに国民の怒りは頂点に達している。

このような腐敗政治の根を断つためには、企業・団体による政治資金パーティー券の購入を含め、企業・団体献金を全面禁止とするか、政治資金収支報告を厳密なものに改正し、政治家本人の責任及び罰則を明確化することが必要である。

裏金は何に使われたのか、全容を解明しなければ再発防止はあり得ない。解明なくして国民の政治と金にかかわる不信を解消する改革はできない。少なくとも、今、裏金づくりを主導してきた政治家の証言で明らかにすることが求められている。

これらの点から、以下の対策をすることを求める。

記

1. 政治資金パーティー券購入を含め、企業・団体献金を全面禁止とするか、又は政治資金収支報告書を厳密なものに改正し、政治家本人の責任と罰則を明確化すること
 2. 裏金づくりを主導関与した政治家の証言で全容を明らかにすること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月28日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第3号、裏金による腐敗政治を一掃することを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第４３ 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第４３、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報の各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理広域化等影響調査の各特別委員会から、会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第１回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和６年第１回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後１時５２分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） ３月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

３月６日に開会以来、本日まで２３日間の長きにわたる会期中、令和６年度一般会計予算をはじめ、各特別会計当初予算、令和５年度補正予算、条例の一部改正など、多数の重要案件が提案、審議されました。終始熱心に御審議をいただき全て議了できましたこと、議員各位の御努力に対

し謹んで深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。また、町長はじめ、執行部の議会審議に対する真摯なる態度に対しまして心より敬意を表するものであります。

3月11、12、13日の3日間にわたる町政に対する一般質問、議案審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては、町政執行に十分反映されますよう強く要望いたします。

さて、本議会前、そして会期中には職員等の不祥事並びに課税誤りや個人情報漏えいなど、問題となる事案の報告が相次ぎました。人為的ミスを完全に防止することは難しいとはいえ、度重なる問題発生は綱紀の緩みも危惧されるところであります。町民皆様の行政への信頼回復のためにも、町長をはじめ、執行部各位には徹底した原因究明と再発防止策を強く求めるものであります。

年初に発生しました能登半島地震の災害復旧は、関係者の懸命の努力にもかかわらず、順調に進んでいるとは言い難い状況のようです。南部町議会も石川県の町村議会議長会を通じて議員よりの義援金をお届けすることを決定しております。被災された皆様が一日も早く以前の平穏な日常を取り戻されますことを心よりお祈り申し上げます。

南部町が最も輝きを放つ桜の季節が近づいてまいりました。法勝寺川土手や城山公園、緑水湖畔やとっとり花回廊の桜、そして一式飾りなど、町内外からの多くの皆様に春の南部町の魅力を満喫していただければ幸いです。

最後に、議員各位におかれましては、健康に留意され、町政発展のため、なお一層御精進いただき、町民の皆様の負託に応えていただくことを御要請申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

.....

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月6日から本日まで23日間にわたって開催され、令和6年度一般会計の当初予算をはじめ36議案について御審議をいただきました。本日全議案とも御承認賜りましたことに改めて御礼を申し上げます。

さて、11日、12日、13日と3日間にわたりまして、11名の議員の皆様から町政に関する一般質問を頂戴いたしました。改めてその内容について申し上げますと、災害の対応、農業支援、なんぶ創生総合戦略について、そしてコミュニティ・スクールの全国大会の案件、緊急通報システムについての御意見、フルーツロード構想、人権条例、里地里山と農地政策、さらにデイスサービスの課題や学校給食の無償化、林業の活性化策、人口減少対策、町のごみ処理の計画についての御意見、新統合保育園についての課題・問題、そして町道管理、2040年問題などなど、

現在の南部町を取り巻く広範囲な課題を御議論いただきました。

現在の南部町についての課題は山積していますけれども、押しなべていえば日本が取り巻いています2040年問題、人口がこれから急減する社会に入り、そしてそのカウントダウンの中に私たちはいます。伴って地域の暮らしを維持し、そして守るためには大方の事業に対する見直しであり、そして将来に対する課題解決を議会と共に真剣に取り組まなければならないことが起きてくると思っています。その処方箋について議会の皆様との議論だったと思っています。私の勉強不足から至らなかった答弁もあったかと思えますけれども、今後とも町の持続的な発展のためについての御議論をぜひお願いしたいと思えますし、私も精進していきたいと思っています。

いよいよ今週末には町内の桜も綻び始め、南部町で春を迎える季節を迎えます。今週末30、31日の両日は法勝寺一式飾りやさくらまつりが開始され、花回廊では桜ウィーク、そして引き続いて来月にはチューリップまつりも始まります。町民の皆様にはぜひ御家族おそろいで、また御友人もお誘い合わせて南部町の春を満喫していただきたいと思えます。

最後になりますけれども、今回、職員の不祥事の問題がございました。ミスは必ずあるというふうに思っていますので、その再発の防止やそれが広がらない、大きくならないための処方箋というものを改めて職員と語り合い、そして対策を練りたいと思っています。今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

議員の皆様におかれましては、閉会中にありましても、どうぞ町政に対する様々な御意見を頂戴いたしますことを改めてお願いいたしまして、閉会の御挨拶といたします。大変長い間、御苦勞さまでした。ありがとうございました。
